

週刊 税のしるべ

第3687号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

- 消費税の内外判定基準見直し 2面
- 簡易課税巡り地裁判決 2面
- 国税局長会議を開催 3面
- 法人代表者の住所非表示を拡大へ 4面

飲食料品の消費税率を2年間限定でゼロ

8日投票の衆院選で自民党、日本維新の会が圧勝した。自民党は単独で衆院(定数465)の3分の2を上回る316議席を獲得。維新を加えた与党全体では、352議席となった。与党は参院で過半数割

れ、状況が続くが、仮に参院で法案が否決されても、憲法59条2項の規定により衆院の3分の2の賛成で法案を再可決できる。週内にも召集される特別国会で高市早苗首相が再選出された。第2次高市内閣が発足する見通しだ。

衆院選で与党が圧勝、高市首相が会見

特別国会では、令和8年度予算案と税制改正法案などの予算関連法案を成立させることが急務となる。予算案の審議には一定の時間がかかることから、年度内成立は困難とみられ、同成立まで、つなぎとなる暫定予算が組まれる見込み。

また、与党が公約に掲げた「飲食料品の2年間に限り消費税率をゼロにする」という約束(超党派)の国民会議でスケジュールや財源

夏前には国民会議で中間取りまとめ

のあり方などその実現に向けた諸課題の検討を進めてこうと考えている。いずれにせよ特例公債の発行に頼ることはない。補助金や租税特別措置の見直し、税外収入などにより2年分の財源を確保した上で、できるだけ早く実現できるように知恵を絞っていくと述べた。

国民会議をこのように形で開催するのについては、「飲食料品の消費税率ゼロは、改革の本丸である給付付

申告で還付が受けられるケース示す 7年の途中で海外転勤など

国税庁はこのほど、令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等に伴う、7年分所得税の確定申告に関する情報を公表した。基礎控除の見直し等が7年12月1日に施行された関係で、例えば、給与所得者の場合、7年中に転勤等で非居住者となり、7年11月30日以前に居住者として7年分の最後の給与を支払う場合、その際に年末調整を受けた者は、改正後の控除等が適用されないため、確定申告により所得控除、特定親族特別控除及び扶養親族等の控除が適用されることとなる。同

全法連

公益財団法人全国法人会連合(斎藤保会長)はこのほど、小学生向け租税教育用動画「カノンとスバルの3つの願い」を企画制作した。動画は全法連ホームページ内全法連動画チャンネル(YouTube)の他、国税庁HPにも掲載されている。またDVDも全国の法人会、税務署

小学生向け租税教育用動画を制作

「カノンとスバルの3つの願い」YouTubeで視聴可



動画は、毎日の暮らしの中で税金がどのような形で使われているのかや、税が一人ひとりの暮らしを支え合うための仕組みであることを学習できる内容。具体的には、公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、カノンとスバル。そのお礼に「3つの願いをかなえてやろう」と妖精に言われ、「税金をなくす」と答えた2人に訪れるのはどのような世界か、というストーリー。再生時間は15分。

なお、この動画は、一般財団法人大蔵財務協会が制作協力、国税庁が協力という形で参加している。

除等の適用を受けるための確定申告は不要となる。一方で、「7年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった者」や「7年中に死亡により退職した者」「休業や退職した者で7年末までに復職していない者」で、7年11月30日以前に居住者として7年分の最後の給与の支払を受け、その際に年末調整を受けた者は、改正後の控除等が適用されることとなる。また、7年中に公的年金等の収入金額が一定の範囲内の場合などは、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されることとなる。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03 (3829) 4141(代)

FAX 03 (3829) 4001

URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●確定申告期に信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

鈴木憲太郎・増尾裕之・松下武史・川瀬智広 共編

▼A5判・1390頁・定価6050円(税込)

令和8年版 所得税基本通達逐条解説

所得税基本通達全項目について前版(令和6年2月刊)以降の改正事項を網羅し込み解説。

甲斐裕也 編

▼A5判・1200頁・定価5830円(税込)

令和8年版 相続税法基本通達逐条解説

相続税法基本通達全項目について前版(令和6年2月刊)以降の改正事項を網羅し込み解説。

本田哲也 編

▼A5判・750頁・定価3960円(税込)

令和8年版 土地評価の実務

土地評価の実務を多数の質疑応答・設例を用いてわかりやすく解説。

植松香一 著

▼B5判・620頁・定価4070円(税込)

七訂版 会社の解散・清算の法人税務

防衛特別法人税の取扱いなど、直近の税制改正に対応した最新版。

石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・椿隆・吉本党 共編

▼B5判・1520頁・定価2530円(税込)

令和8年3月申告用 所得税確定申告の手引

確定申告書の書き方、所得税の解説書の両面から利用可能な実務書。

高野弘美 著

▼B5判・650頁・定価2310円(税込)

令和8年3月申告用 所得税確定申告書記載例集

様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例(88事例)を収録。

増尾裕之・和田真明 共編

▼A5判・1040頁・定価3850円(税込)

令和8年3月申告用 医療費控除と住宅借入金等特別控除の手引

最新の各種住宅税制を網羅した確定申告時の必読書。

新井宏・大井賀津子・大竹泰彦・神田福男・熊崎美彩・三浦賢一 共著

▼B5判・830頁・定価4730円(税込)

令和8年版 譲渡所得の実務と申告

土地建物等の譲渡所得を中心に申告の仕方等について解説し、申告書記載例を多数収録。

齊藤忠雄・宮原弘之 共著

▼A5判・560頁・定価3300円(税込)

四訂版 五十音順 取得費・譲渡費用の実務解説

難解な取得費・譲渡費用における主な項目を五十音順に整理して詳細に解説。

秋山友宏 著

▼B5判・310頁・定価2970円(税込)

三訂版 上場株式等に係る利子配当譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務

令和7年分から適用される特定の基準所得金額の課税の特例を網羅し込み解説。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!

<https://www.zaikyo.or.jp>

非居住者に対する国内不動産売買の仲介手数料等

8年10月から消費税の課税対象に

類するものとして鉱業権や試掘権などについても

令和8年度税制改正大綱には、国内にある不動産を非居住者が取得する事例が増えていることを受けて、非居住者が国内にある不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等を、居住者に対するものと同様に消費税の課税対象となるように見直すことが盛り込まれている。8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する予定。ただ、8年3月31日までに締結した契約に基づいて8年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には適用しないとしている。

現在、国内で非居住者に対して行われる取引のうち、国内に所在する不動産の売買に関するサービス(仲介手数料等)は、輸出取引に類するものとして消費税が課税されていない(相手が非居住者であっても不動産管理手数料については、国内で直接便益を享受する

ものとして現在でも消費税が課税されていない。しかし、こうした国外に持ち出せない不動産に関するサービスは、国内でその不動産を見直すこととした。なお、大綱では「非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免

税の適用対象から除外するほか、所要の措置を講ずる」としている。

特定多国籍企業G報告事項提供に関する概要公表

提供方法の問合せフォームも設置

国税庁はこのほど、同庁ホームページで「令和6年4月1日前に開始する対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等」とを公表している。このため、6年4月1日前に開始する対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に関する問合せフォームも設置されている。

5年度税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の内国法人は、6年4月1日以後に開始する対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に関する問合せフォームも設置されている。

自民党税制調査会で示された資料には「不動産に関する権利に類するもの」に関するサービスもサービスを受けられる者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象とすることが明らかにされている。この「類するもの」としては「鉱業権、租鉱権、採石権等、試掘権、樹木採取権、公共施設等運営権、漁港水面施設運営権、漁業権、入漁権」が挙げられており、本見直しに合わせ、これら権利に係る内外判定基準についても所要の整備が行われる見込みだ。

他方、6年4月1日前に開始する対象会計年度について、特定多国籍企業グループ等(最終親会社等の所在地が日本であるものに限る)に属する構成会社等、その所在地が外国であるもの(外国構成会社等)が、その外国の税務当局に報告事項等に相当する事項を提供しなければならぬ場合は、その外国構成会社等がその外国の税務当局に直接提供する方法などにより

先週8日に投票された衆院選では、多くの政党が消費税の減税を公約に掲げて選挙戦を戦った。その実施のためには、商品の販売記録を管理するシステムを改修する必要があるが、選挙戦では財源問題が取り上げられることが多く、システム改修までは、あまり言及されなかった。★実施されることになれば、小売業者やシステム開発メーカーは対応に追われることになるが、減税の対象や税率の選択により改修のシステムが変わるそう。改修には半年から1年以上かかるという。この点、改修に時間がかかるので、減税は難しいと主張していた政党が、立場を変えたことに驚いた人も多いだろう。★果たして、減税は実施され、システムは滞りなく改修できるのか。財源問題のほかにも、こうした課題が存在している。(Y)



1日前に開始する対象会計年度における提供方法に関するお問い合わせは、同ホームページ掲載の「6年4月問い合わせが可能な」としている。なお、提供方法で質問がある場合は、同ホームページの申込フォームから問い合わせが可能な。

東京地裁

簡易課税制度の適用巡り納税者敗訴 制度が「ギャンブル的」との主張を退ける

納税者が令和3年8月から4年7月までの課税期間の消費税等について、本則課税制度を適用して確定申告をしたところ、課税庁から納税者は過去に簡易課税制度選択届出書を提出しており、かつ、基準期間の課税売上高が5000万円以下であるとして簡易課税制

度を適用した更正処分を受けた。これに対し、納税者は予測不能な売上げの激減に直面して選択を誤ったのであり、課税期間の開始前に選択届出を求める簡易課税制度はギャンブル的な判断を強いる制度で合理性を欠くなど主張し、処分の取消しを求めていた事案

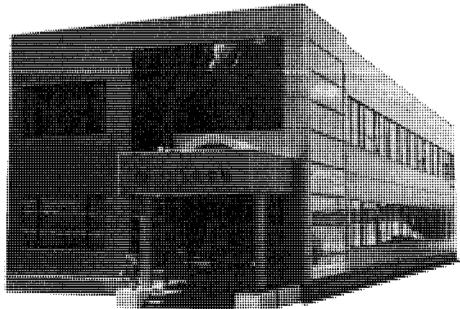
簡易課税制度選択届出書を提出した。納税者の令和3年8月に始まる課税期間(本件課税期間)の基準期間における課税売上高は約2908万円、本件課税期間の開始の前日までに簡易課税制度選択届出書を提出していたにもかかわらず、納税者は、選択届出書の提出は当時の顧問税理士が行ったものであるが、同税理士は平成7年ごろに死亡しており、その存在は全く認識していなかった。簡易課税制度の適用に関する通知はe-Tax Xのメッセージボックス

簡易課税制度を選択し、処分の取消しを求めていた事案

簡易課税制度を選択し、処分の取消しを求めていた事案

簡易課税制度を選択し、処分の取消しを求めていた事案

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

全国国税局長会議を開催

キャッシュレス納付の利用拡大に向け議論

7年分確定申告 マイナカードによるスマホ申告を推進

国税庁は2、3日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局長会議を行った。今回の会議では、自由討議と、意見交換議題として「キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組み」について議論した。

まず、自由討議において「環境変化」に合った体制整備「税務行政のDX」に関する取組について話し合った。環境変化の取組については、引き続き、この複数年にわたる取組を着実に実現するため、どのように現場に問題意識を伝え、積極的に取り組む機運を醸成するかを議論した。また全国的なGSSの運用を控えるための取組について、財務大臣からキャッシュレス納付の推進について発言があった。財務局長は、徴収部長から周知と協力の依頼を行ったことを踏まえ、財務局長との連携・協力をはじめとした各局における取組について、主体的に取り組んでいく土台を築くための議論を行った。

「7年分の確定申告への対応」については、同庁の江島一彦長官が写真IIが、「これから本格化する申告相談で今年度はID・パスワードの新規発行停止を踏まえ、これまで以上にマイナカードによるスマホ申告を進めることが重要である」とし、その目配りを各局に要請した。申告書の処理に当た

っては、税務署と業務センターとの連携が重要となり、特定の職員に事務負担が偏らないよう、職員負担と納税者への対応の両面に努め、局署・挙署一体体制の下、適切な申告相談・事務処理体制を構築していくこととしている。また、今年度は閉庁日対応の最終年となるため、閉庁日対応実施は、来年から実施しない予定である旨の周知をしていく方針だ。

滞納の未然防止及び「滞納の未然防止」については、例年、確定申告期後は、個人の消費税や所得税の滞納が集中して発生する傾向にあるため関係部署間で連携し、「滞納の未然防止」に積極的に取り組んでいくこととし、また、課税調査事案での滞納発生にも的確に対応するため、調査選定・調

査中の段階から緊密に情報連携するなど、賦課徴収のさらなる充実・連携を図っていくことを確認。「滞納の整理促進」については、引き続き、滞納者個々の実情を踏まえて法令等に基づき適切に対応するとともに、新規・繰越滞納事案の早期着手や、消費税法、大口・悪質事案の積極的な処理に取り組んでいくこととした。



他方、意見交換議題の「キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組み」では、昨年11月に財務局長会議において、財務大臣からキャッシュレス納付の推進について発言があった。財務局長は、徴収部長から周知と協力の依頼を行ったことを踏まえ、財務局長との連携・協力をはじめとした各局における取組について、主体的に取り組んでいく土台を築くための議論を行った。

マンション長寿命化促進税制を検証

住宅税制のEBPM有識者会合

国土交通省が設置している住宅税制のEBPMに関する有識者会議(座長清水千弘一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部教授)は3日、今年初となる会合を開催した。この日は、マンション2459戸に適用さ

れ、減収額は約3億円だったことが明らかにされた。マンション長寿命化税制は高経年マンションでの必要な修繕積立金の確保や長寿命化工事の適切な実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするために設けられたもの。①築20年以上が経過している総戸数が10戸以上のマンション、②過去に長

寿命化工事を行っているマンション、③管理計画認定マンションまたは助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションのすべてを満たす場合に適用できる。適用を受けると、マンションの各区分所有者に課される工事翌年度の建物部分の固定資産税を、6分の1から2分の1の範囲内(参酌基準は3分の1)で市町村等の条例で定める減額割合に基づいて減額される。

7年度税制改正で、それまで区分所有者ごとに必要書類の提出がなかったが、マンションの管理組合等から必要書類の提出によって税制が適用できるようになった。累計で1万戸超の適用があったものの、分譲マンションのうち築20年以上の戸数は10

マイナカード利用した自宅からのe-Tax拡大へ

令和7年分確定申告が、今日16日から始まる。使い勝手が向上した「マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax」の拡大への取組みに尽力し、全

国524署の確定申告の現場の陣頭指揮を執る。

「7年分からは、iPhone端末内のマイナンバーカードを利用することで、実物のマイナンバーカードをスマホにかざすことなく申告書の作成やe-Taxでの送信が可能になったほか、マイナンバーカードを利用し

たマイナポータル連携の対象範囲も拡大し、さらに便利になりました。ぜひ、ご利用ください。

平成6年、国税庁に入学。昨年7月に個人課税課長に就任した。平成21年から24年の3

年間、同課で課長補佐を経験。23年に東日本大震災が発生したことから、確定申告期限を延長するとともに、翌年の確定申告期間において被災地を管轄する税務署の体制などを整備し、被災者が円滑に申告できる体制整備・運営に努めた。

昭和46年、千葉県出身。趣味はランニングで、国内だけでなく、海外のフルマラソンにも参加する。54歳。(沢)

国税庁個人課税課長 陰山 英隆 さん



平成6年、国税庁に入学。昨年7月に個人課税課長に就任した。平成21年から24年の3

年間、同課で課長補佐を経験。23年に東日本大震災が発生したことから、確定申告期限を延長するとともに、翌年の確定申告期間において被災地を管轄する税務署の体制などを整備し、被災者が円滑に申告できる体制整備・運営に努めた。

昭和46年、千葉県出身。趣味はランニングで、国内だけでなく、海外のフルマラソンにも参加する。54歳。(沢)

MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガルファクタリング

セイノグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~9%

西濃運輸
SEINO

税制改正で解約と加入件数が大幅増も、その後は例年並みに

経営セーフティ共済

昨年末に開催された中小企業庁が設置する中小企業経営支援分科会共済小委員会で、中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)の令和6年度の加入件数、脱退件数、在籍件数が示された。経営セーフティ共済は6年度税制改正で租税特別措置法が改正され、6年10月以降に解約後再加入した場合、解約から

2年経過日までは掛金の損金または必要経費算入が不可となった。この改正前の駆け込み加入と解約件数が前年同月比で大幅に増加したものの、同10月の改正後は加入と解約件数は例年並みの実績に収束したことが明らかになった。経営セーフティ共済は、共済契約者があら

かじめ掛金を積み立て(月額5000円)20万円、掛金積立限度額800万円)、取引先企業が倒産により売掛金債権が回収困難となった場合には、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍のいずれか少ない額を上限に、無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられる制度。

する事態が生じた場合、掛金の範囲内で一時貸付金の貸付を受けることが可能となる。このほか、掛金が損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できる租税特別措置法上の特例がある。

しかし、短期間で繰り返される同共済からの脱退・再加入の実状と、短期間で脱退・再加入の背景にある節税を目的とする加入やそれを指する情報源の存在が指摘されたことを受けて、6年度税制改正で脱退から2年間は再加入が可能となるものの、損金算入等ができない仕組みへと改められた。

会議に提出された資料によると、この改正前の6年9月に月別加入件数が前年同月比54%増、月別解約件数は同140.4%増をそれぞれ記録したが、その後は解約と加入件数も例年並みの数字に戻った。

非表示措置は、プライベートの保護や起業を促進するため、一定の要件の下、株式会社代表取締役、代表執行役または代表清算人の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示しないこととするもの。令和6年10月1日から施行された場合、登記事項証明

書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類(会社の印鑑証明書等)が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定される。

これにより、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部及び関東

本部並びに東北経済産業局及び関東経済産業局に特別相談窓口を設置した。今般の大雪により被害を受けた中小企業・小規模事業者を支援するため、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が

代表取締役等の住所を記載した登記事項証明書(非表示措置が講じられている場合)も、当該株式会社等に代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書の交付を認めること。

代表取締役等の住所を記載した登記事項証明書(非表示措置が講じられている場合)も、当該株式会社等に代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書の交付を認めること。

法人登記の代表者住所

規制改革推進会議は5日、第9回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループを開催し、法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善について議論した。法務省からは見直しに向けた方向性として、すでに登記されている代表取締役等の住所も非表示措置の対象とすることや、登記事項証明書等により代表取締役等の住所を証明できないことで、金融機関からの融資で不都合が生じるとの懸念などを踏まえ、非表示措置を利用しても、当該株式会社等は代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書を取得できるようにすることなどが示された。法務省は、これらの非表示措置の見直しの実施時期について、8年度中を目指しているとした。

非表示措置の運用状況は、法務省によると、7年末時点で1万6483件の申出がされている。6年末時点の株式会社社の現存数は約215万社となっており、非表示措置の利用率は1%弱となる。

法務省の資料で示された非表示措置の見直し要望は以下の四つ。①株式会社以外の会社やその他の法人を非表示措置の対象とする。②登記の申請と同時に非表示措置の申出ができるようにすること。③すでに登記されている代表取締役等の住所を非表示

し、非表示措置の利用率は1%弱となる。法務省の資料で示された非表示措置の見直し要望は以下の四つ。①株式会社以外の会社やその他の法人を非表示措置の対象とする。②登記の申請と同時に非表示措置の申出ができるようにすること。③すでに登記されている代表取締役等の住所を非表示

し、非表示措置の利用率は1%弱となる。法務省の資料で示された非表示措置の見直し要望は以下の四つ。①株式会社以外の会社やその他の法人を非表示措置の対象とする。②登記の申請と同時に非表示措置の申出ができるようにすること。③すでに登記されている代表取締役等の住所を非表示

し、非表示措置の利用率は1%弱となる。法務省の資料で示された非表示措置の見直し要望は以下の四つ。①株式会社以外の会社やその他の法人を非表示措置の対象とする。②登記の申請と同時に非表示措置の申出ができるようにすること。③すでに登記されている代表取締役等の住所を非表示

非表示措置の対象拡大や運用改善を

規制改革推進会議WGで議論 来年度中に見直しへ

被災中小企業等に支援措置

大雪に係る災害 被災中小企業等に支援措置

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表

7年度改正のエンジェル税制

国税庁はこのほど、令和8年1月28日付の「租税特別措置法施行令」に係る譲渡所得等(関係)の取扱いについて

趣旨説明を公表



新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL. 052-611-1151

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一

代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101 http://www.maruei-gas.co.jp/

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL. 052-611-1151

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 アレルゲン 国産みかんゼリー

愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-77-3141

名古屋センター 名古屋市中区東区もぎ台 1-1101 ☎052-773-4911

小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-71-4911

四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911

三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911

福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151

熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441

鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 ☎099-229-4911

北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565

関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141

天翔 神田駅前ビル 6F 607

岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911

京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911

長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

79

前回(78回)、与党の「令和8年度税制改正大綱」において、貸付用不動産の評価の適正化について、その概要を述べた。このように、例年、12月になると与党の次年度の税制改正大綱が公表され、政治的変動がない限り、その大綱の内容が税制改正等として実現することになる。この場合、「税制」とは、税の制度のことを意味するから、その改正とは、国会で審議される租税に関する法律すなわち税法の改正を意味することになる。

ところが、今回の税制改正で取り上げられた「貸付用不動産の評価の適正化」は、税法の改正とは関係なく、国会の審議に供するものでもないはずである。すなわち、相続税法22条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時に定める時価による」と定められている。そして、この「時価」の解釈については、学説、判例では、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」すなわち客観的交換価値(客観的交換価額)と解されており、異論をほさむ余地はないはずである。

ところで、相続税法に関しては、このような「時価」の解釈について、わざわざ、財産評価基本通達(評価通達)を設け、想定される相続財産の全てについて評価額(評価方法)を定めているところである。これは、相続税が、偶発的に生じ、取引ではない相続により取得した全財産に対して課税するという点で、課税の便宜を図るために、評価通達において一種の標準価額を設定せざるを得ないからにはかならない。

しかしながら、このような標準価額は、宅地の価額の評価に利用される路線価のように、それを設定したその年の1月1日現在では当該宅地の客観的交換価値を具現しているとしても、その年に地価変動があれば、年末には、当該宅地の客観的交換価値を表さなくなるという宿命

評価と税制

がある。

それを補うために、今回の税制改正大綱で問題となったように、個別通達を発出するか、あるいは、評価通達6項を適用して個別に課税せざるを得ないことになる。しかし、これらの措置は、評価通達から生じる不備を補うための「時価」の解釈上の措置であるから、評価通達が行政内部の職務命令である以上、国税庁内部で処理すれば足りるはずである(何も、与党の税制改正大綱に織り込む必要はないはずである)。

ところで、本来は、財産評価という法解釈上の問題が、与党の税制改正大綱なり政府税制調査会の税制改正答申に盛り込まれるようになったのは、政府税制調査会の「昭和58年度税制改正に関する答申」に遡ることかである。

この答申では、昭和57年の政府税制調査会において、中小企業の事業承継税制の必要性が審議され、その結論(要旨)として、「現状において、中小企業の事業承継対策として税制上の措置は必要ないが、評価通達において、取引現場のない株式の評価につき、小会社に対しても、収益力が反映される類似業種比準方式の適用を一部認めるべきである」旨の答申がなされたことがある。この答申を受け、評価通達において、小会社に対しても類似業種比準方式の適用を一部認める改正が行われその翌年には、上場会社の株価に批准するという類似業種比準方式の趣旨に全く関係のない医療法人の出資の価額の評価についても、類似業種比準方式を一部認めることとされた。

このような財産の評価(法の解釈)と税制との交錯(混乱)は、その後しばらくは政府税制調査会なり与党の税制調査会に取上げられることはなかったが、平成に入ってからしばしば取り上げられるようになり、「令和8年度税制改正大綱」も、その一環であると言える。

このようなことは、評価通達に定める評価額の改正が納税者に与える影響が強いので、あらかじめ政治的な了解を得ておくということでは利点がある。しかし、それを重視して、財産の「時価」(客観的交換価値)という本来あるべき法解釈論ががらにされなければならないような工夫も必要である。

超えて大半が業務の用に供されたものと認めることはできないほか、仮に業務遂行上必要とされた部分が存したとしてもこれを区分・特定する何らの証拠はない。よって右家庭用電話代金については前記法条にいう必要経費と認めることはできないものというべきである。」旨示されています(奈良地判昭57.6.25)。つまり、区分の方法が争点となるのではなく、区分できないのであれば、必要経費に算入できないと認定されるのです。

(3) 実態は家事費であるにも関わらず家事関連費で処理
いわゆる灰色の費用をどのように処理するのかという問題です。具体的には、費用ごとに必要経費該当性を判定せず、その費用の属する科目の合計額に対して事業割合を乗じ、決算期末においてその費用を必要経費に振り分けるという手法です。例えば、接待交際費であれば、その合計額に30%を乗じて計算するなどです。一見、合理的な算出方法にもうかがえますが、果たしてそうなのでしょうか。その費用には、家事関連費だけでなく家事費が混在しているのだとしたら受け入れられません。必要経費への算入が認められる「業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合」又は青色申告者の場合は「業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分」というのは、いずれも家事関連費の取扱いであって家事費には適用されないからです。

したがって、期末に一括処理するような場合には、その科目に家事費が含まれていないことが前提であり、加えてその事業割合が合理的な区分の方法によって算出されたものでなければならぬと考えます。

家事関連費に家事費の混入はNG 期末に一括処理するときは要注意

必要経費を考える

所得税 基本講座

■税理士 日高 大開

19

必要経費該当性の検討(3)

(2) 事業割合の恣意的な処理

家事関連費の事業割合を算出する方法が複数ある場合、最も合理的な方法により区分するのが相当と考えます。例えば、事業割合は30%であるのかそれとも50%であるのかといったように、業務の遂行上必要な部分を明らかにする方法(按分計算の方法等)が争いとなった場合には、その区分の方法は合理的であるかという視点から検証を要することになります。ところが、これには納税者と課税庁のいずれに対しても非常に技術的な判断能力が求められることとなります。区分の方法は、納税者側に立証責任があること(酒井克彦「所得税法の論点研究」より)、また、行政効率の面から考察しても、こうした事業割合の程度の問題が争点化することはあまり多くはないと思われま

しかし、そもそも採用した事業割合の算出方法が合理的でない、業務の遂行上必要な部分を明らかにできないとしたらいかげんかでしょう。このようなケースでは、税務調査を通じて合理的でないことを立証した上で、その全額が必要経費に算入できない家事関連費と認定されることとなります。事業所兼自宅に設置された電話器の裁判例において、「日常的な使用を明らかに

プチコール PRO・smart
スマート
スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

再生プラスチック使用
GPN エコ商品わっと掲載商品

プチコール PRO15
プチコール smart24

電子申告済
32.12.28
山本

32.12.28
東京税理士事務所

こころをひと押し
SANBY サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻町13番10号
ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp/>

お風呂の芯体験

身体に芯まで温める。
ふんだんに使った生薬が

生薬の巡り湯
生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

薬湯
気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社
〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

ONLINE SHOP はこちら
Instagram はこちら

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
<http://www.yoshimurakensetu.co.jp>

Yoshimura Construction Co., Ltd.

源泉所得税の不思議

■税理士 永田金司 ⑦

国外において常時使用人として勤務する役員の職務内容のチェックシートがない不思議

これも実体験から感じた不思議です。A法人の使用人兼務役員が、国外支店の支店長に赴任(非居住者該当者)したことから「内国法人の役員としての勤務で国外において行うものであっても内国法人の使用人(海外にある支店などの長)として常時勤務するような場合に受ける役員報酬については、一

で、当然、国外源泉所得に該当し、役員報酬相当額についてのみ、「国外支店の長として常時勤務しているかどうかを判定するのか」ではなく、所得税法上では「支給額全額で判定するのか」の疑問です。

第3点、国外支店の長として常時勤務する役員に国内で支払われる役員賞与で損金に導入されないものについても国外源泉所得に含まれるのかです。役員賞与の損金不算入規定及び高額報酬か否かについても、法人税法での規定であって所得税法には影響しないと判断。さらに、内国法人の使用人として常時勤務を行う場合の当該役員としての勤務をどうみるのかですが、「役員としての勤務」には「使用人としての勤務のほか本来の役員としての勤務も含まれる」よって、第2点の疑問も、支給額全額を国外源泉所得と解するのではと考えます。

第4点、「使用人として常時勤務を

なぜ、「役員」の範囲が不確定概念？

般の使用人が勤務した場合と同様に国内源泉所得としないことになっている」(所令285①一括弧書、所基通161-42)(国税庁刊 令和7年版源泉徴収のあらましP316)に基づいて、誤って国内源泉所得として課税処理していた期間について改めて使用人(非居住者)に係る国外源泉所得として、「源泉所得税に対する誤納還付請求書」を提出したものです。

その過程でいくつかの判断に悩んだ点があります。

第1点、役員とは、「役員」とのみ規定していることから、使用人兼務役員、専務取締役及び常務取締役も含まれ、代表取締役も排除されていないと解しますが、内国法人の代表取締役が国外支店長(使用人)の兼務はどうか、法人税法での規定とは異なり、「役員」の範囲が不確定概念化しているという不思議です。

第2点、使用人兼務役員の給与は、法人税法では使用人相当額と役員相当額を区分することとなっています。使用人相当給与は国外支店勤務であるの

行う」とは、どのような勤務状況を指しているのかです。

支店長の職務は元来使用人としての職務のみを行うことと理解されますが、役員でもあることから、当然に役員会への出席、取締役会での決議の参加は職責上除外できませんが、この職務を遂行すると常時使用人とならないのか。第3点で記述したように、「役員としての職務」には使用人としての勤務のほか本来の役員としての勤務も含まれるものと解されると考えますが。

さらに企業のグローバル化に伴い、国外支店長としての職務の他に、他の関係会社の代表者等役員を兼務している事例もあります。当然勤務の中に役員業務も含まれますが、これをどのように考えるかです。

誤納還付請求書を提出したところ、税務署から20項目以上の役務内容の広範囲なお尋ねがあり、「常時使用人としての職務」の判断は、こんなに難しいのかと実感。源泉徴収義務者の判断の便宜のため、譲渡所得にあるような「チェックシート」がないのが不思議です。

令和8年度 税制改正大綱を読む

個人所得課税④

【極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し】

令和5年度税制改正で導入が決まり、7年分の所得から適用されている極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置を見直し、税負担をより重くする。

現在は国が保有する課税実績に当てはめた場合、所得税の追加負担が生じる平均的な所得水準は30億円程度からとなっているが、見直しによって、これを同6億円程度からとする。あわせて、適用税率を22.5%から30%に引き上げる。

■編集部編

7

所得のすべてが分離課税(税率15%)であった場合には、現行でも所得金額が10億円程度から追加負担が生じるが、見直し後は同3億4000億円程度から生

得税の追加負担が生じる平均的な所得水準は30億円程度からとなっているが、見直しによって、これを同6億円程度からとする。あわせて、適用税率を22.5%から30%に引き上げる。

極めて高い所得水準の人への課税を強化 ふるさと納税は特例控除額に上限

【ふるさと納税の特例控除額に上限】

ふるさと納税をした際に、通常の寄附金控除とは別に個人住民税所得割額の2割を上限に税額控除ができる特例控除額には現在、

上限が設けられていない。収入が大きくなればなるほど特例控除額が大きくなる仕組みのため、最近では高所得者をターゲットにした高額な返礼品が増えている。

こうした状況を受けて、特例控除額に193万円の定額上限を設けることとした。給与収入1億円相当の人から該当し得る。9年寄附分から適用する。

【給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整の法制化】

公的年金等控除は給与収入がある場合でも適用されるため、収入が同じでも給

与収入のみの納税者と、給与収入と公的年金等の双方を有する納税者で税負担に差異が生じる。

8年4月から在職老齢年金制度(年金を受給しながら働く高齢者の年金の支給を調整する仕組み)が見直され、在職老齢年金の支給停止基準が月額51万円から65万円に引き上げられる。

これを受けて、給与と年金がある場合の控除額の差がより顕在化することから、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。9年分の所得税から適用する。

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度における振替納税の利用件数になります。

B			8	4	1			
					9		7	4
8						9		2
			3		A			9
3	1	5	2	9	6	7	4	8
6					8			
2		6						5
1	5		9					
		7	1	3				C

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 2月22日(日)

前回の答え **8,800** 万円

答え = 万件

ナンプレの予想難易度 : 6

TAX ナンバー プレイス

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

夢中で未来を変えていく。上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

確定申告書作成コーナーの便利

阿倍野署 とんかつ専門店KYKの協力で

大阪・阿倍野税務署(大塚雄一郎署長)は阿倍野納税協会の会員企業である「とんかつ専門店KYK」を展開する株式会社曲田商店(大阪市阿倍野区)の協力を得て、スマホ申告の普及に向けたユニークな取り組みを開始した。



本施策では、同グループの対象店舗で発行される領収書(レシート)に、国税庁の「確定申告書作成コーナー」へダイレクトにアクセスできる専用のQRコードを印字し、利用者は手元のスマートフォンでQRコードを読み取るだけで、令和7年分確定申告の作成画面へスムーズに移動することが可能となる。

同署は多くの市民に親しまれる地元企業との連携を通じて、スマホ申告の利便性を広く周知し、確定申告会場の混雑緩和とデジタル化の促進を目指している。

中学生2人が一日税務署長

戸塚署

神奈川県・戸塚税務署(水口倫喜署長)はこのほど、中学生の税の作文で国税庁長官賞と戸塚税務署長賞を受賞した2人が、一日税務署長を務めた。

当日は、水口署長より委嘱状が交付され、署長室の歴代署長名が書かれた記念板に、受賞者二人の氏名が書かれた。署内職員に対し、

「(横浜市立上飯田中学校3年)と、戸塚税務署長賞を受賞した淵別府莉歩さん(横浜市立いずみ野中学校3年)の作文。当日は、水口署長より委嘱状が交付され、署長室の歴代署長名が書かれた記念板に、受賞者二人の氏名が書かれた。署内職員に対し、



「(横浜市立上飯田中学校3年)と、戸塚税務署長賞を受賞した淵別府莉歩さん(横浜市立いずみ野中学校3年)の作文。当日は、水口署長より委嘱状が交付され、署長室の歴代署長名が書かれた記念板に、受賞者二人の氏名が書かれた。署内職員に対し、

「(横浜市立上飯田中学校3年)と、戸塚税務署長賞を受賞した淵別府莉歩さん(横浜市立いずみ野中学校3年)の作文。当日は、水口署長より委嘱状が交付され、署長室の歴代署長名が書かれた記念板に、受賞者二人の氏名が書かれた。署内職員に対し、

札幌中法人会が講演会

辻統括官が講演

公益社団法人札幌中法人会青年部会(確氷展基部会長)はこのほど、札幌中税務署法人課税第一部門の辻正行統括官を講師に招き、「すすき」といえる：「既得権のお話」をテーマに講演会を開催した。

辻統括官は、「すすき」は風俗店が多い事では全国的に知られているが、現状は法規制や条例により新規開業が認められないものの、規制前からの営業している場合は営業を続けることができ、これが既得権であるが、相続があるなど、判例の紹介を

通じて現状を説明した。経済活動において様々な法規制が適用される場合もあることから、皆、興味津々に耳を傾けていた。

また、キャッシュレス納付推進に向けた協力依頼と、クレジットカードのポイントを使用する場合の条件や経理処理についての説明があった。

地域社会貢献活動の一環として実施したもので、小・中学生とその保護者ら約50人が参加した。

雪谷署 キャッシュレス納付研修会を開催

城南信金雪ヶ谷支店の行員向け

東京・雪谷税務署(幡野正仁署長)はこのほど、城南信用金庫雪ヶ谷支店の行員向けキャッシュレス納付研修会を開催した。写真。

同支店は、雪谷納税貯蓄組合員でもあり、様々な納税貯蓄組合の取組に参加している。当日は、オプザーバ

の近藤忠夫会長、雪谷納税貯蓄組合連合会の川上立雄副会長が出席した。

研修会では、若手行員と研修内容について事前打合せを念入りに行い、金融機関の窓口

に現金納付に訪れた納税者に対し「源泉所得税のキャッシュレス納付」をスマホで案内できるよう、行員自身のスマートフォンを使用し、e-Taxへのログインから源泉所得税徴収高計算書の送信、

実際に操作を行ってみることで、キャッシュレス納付へのスムーズな案内に結び付く研修会となった。

カレンダーと手帳を老人福祉施設に寄贈

公益社団法人札幌南法人会女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、部会員や企業に呼び掛け、会社や家庭で不用の令和8年のカレンダーと手帳を昨年12月に集め、写真、管内の14の老人福祉施設とカレンダーリサイクル市(札幌ユネスコ主催)へ寄贈した。

この事業は21年前から取り組み、毎年多くの会員企業の協力のもと、今年もカレンダー562本、日めくり12冊が集まった。施設からも「新しいカレンダーを飾り、新年を迎え

るの嬉しい」と喜ばれている。

最近ではカレンダーを配布する企業も減少し、集まりにくい状況であったが、事業が浸透し、協力が得られる企業が増えたため、何とか今年も希望の数が揃った。

次年度も継続を予定している。

似島中学校で40人に租税教室

税理士会広島南支部中国税理士会広島南支部(貞本洋一支部長)

か、淵別府さん・ありがとう助け合いの証)を朗読した。

任務を終えた2人からは「税務署長の仕事を経験できて楽しかった」(淵別府さん)、「貴重な体験をすることができてよかった」(淵別府さん)と感想が述べられた。

クリスマスコンサートを開催

福岡中部法人会

公益社団法人福岡中部法人会第三支部(牧野裕規支部長)はこのほど、福岡市中央区の舞鶴公民館で同公民館との共催により「楽しく税を学ぶクリスマスコンサート」を開催した。

地域社会貢献活動の一環として実施したもので、小・中学生とその保護者ら約50人が参加した。

「減税をした場合の財源確保のために、新たにどんな税が考えられるか」をテーマにグループ討議を行った。各グループから多様なユニークな税金案が相次いで発表され、生徒が投票を行った結果、環境を破壊した人に負担を求める「環境破壊税」が過半数の支持を得て可決された。

生徒からは「税金の大切さが分かった。将来、ちゃんと税金を納めたい」などの感想が寄せられた。

加した。

当日は、租税教育用ビデオを鑑賞した後、九州北部税理士会博多支部の櫻田豊税理士の進行で税金クイズが行われ、参加者は楽しみながら税の仕組みや大切さを学んだ。

この後、国内外の第一線で活躍するチェリストの広田勇樹さんとピアニストの矢野雄太さんによるクリスマスコンサートが行われ、繊細で迫力ある演奏に子どもから大人まで聞き入っていた。写真。

「作り手の心」

「飲む楽しさ 食べる喜び」

その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。

そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸

コンタツ株式会社

東京都中央区日本橋2-1-14 日本橋加藤ビルディング2階

TEL03(3281)1321

https://www.kontatsu.co.jp

https://www.issyusouden.com/

江戸時代的人形専門家 人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1-3階 TEL. 03(3861)5511

支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを 久月人形学院 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180